

規制の事前評価書

政策の名称	共生型居宅サービス等における廃止及び休止の届出	担当部局名	老健局振興課	作成責任者名	振興課長 三浦 明	評価実施時期	平成29年2月
法令案等の名称・関連条項	地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案による改正後の介護保険法第78条の2、第115条の12の2、児童福祉法第21条の5の17、障害者総合支援法第41条の2						
規制の目的、内容及び必要性等	<p>○ 本改正においては、少子高齢化・人口減少、医療の高度化等に対応するべく、居宅サービス、地域密着型サービス、介護予防サービス及び地域密着型介護予防サービス(以下「居宅サービス等」という。)について、その指定の申請があった場合に、当該申請に係る事業者が、居宅サービス等に相当する障害福祉サービスに係る障害者総合支援法の指定又は障害児通所支援に係る児童福祉法の指定を受けているときは、居宅サービス等に係る指定基準を満たさずとも、別途定める指定基準を満たしていれば、居宅サービス等に係る指定を行うことができることとする特例を設けることとしている。</p> <p>○ 当該関係規定のうち、改正後の介護保険法第78条の2、第115条の12の2、児童福祉法第21条の5の17、障害者総合支援法第41条の2については、各法に基づく指定を受けた事業に相当する他法に基づく事業を廃止し又は休止しようとした場合にあっては、当該各法に基づく指定を行った者に対し、他法に基づく指定を廃止又は休止する旨を、廃止又は休止の日の一ヶ月前までに届出を行わなければならないこととし、当該届出があった場合には、当該各法に基づく指定の廃止又は休止の届出があったものとみなすこととする。</p> <p>○ これは、本改正により設ける特例が、他法の規定に基づく指定を受けていることに着目したものであることから、その指定に係る事業について廃止又は休止された場合には、特例による指定についても廃止される必要があるため設けるものである。</p>						
想定される代替案	介護保険法等各法に基づく指定を受けた事業以外の事業を廃止し又は休止しようとした場合にあっては、届出は不要とし、一方事業を廃止した場合であっても、特例を受けた事業については引き続き行えることとする。						
規制の費用	費用の要素	代替案の場合					
1 遵守費用	一方事業を廃止する際の届出を行うための遵守費用が発生する。	届出の必要がないため、特段の遵守費用は発生しないものと考えられる。					
2 行政費用	事業主が届出を行うための様式の作成及び届出の受付等の行政費用が発生する。	特段の行政費用は発生しないものと考えられる。					
3 その他の社会的費用	その他の社会的費用は発生しないものと考えられる。	特例を受ける前提が失われているにも関わらず、緩和された基準に基づき事業運営が継続されるため、適切なサービスを提供できる体制が確保されない可能性がある。					
規制の便益	便益の要素	代替案の場合					
	適切なサービスの提供を行える事業者のみ存在することとなるため、消費者の安全・安心が保たれる。	届出が不要かつ一方事業を廃止又は休止しても、もう一方の事業を継続できるため、スムーズな事業運営が可能である。					
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)	改正案は事業主に届出の義務を負わせることとしているため、一定の遵守費用等が見込まれるが、他法に基づく指定を廃止しようとする旨を特例指定を行った自治体に届け出れば足りるというものであり、適切なサービス提供を確保するために必要な最小限度の規制に留まるものと言える。代替案は、遵守費用及び行政費用が発生しないが、特例の前提となる他法の指定が失われてもおお緩和された基準により事業を継続できるという結果をもたらす、適切なサービス提供が確保されず、安全・安心がおびやかされるなどの社会的費用を発生させることとなるため、改正案のほうが望ましいと考えられる。						
有識者の見解その他関連事項	<p>介護保険制度の見直しに関する意見(平成28年12月9日 社会保障審議会介護保険部会)</p> <p>3. 地域包括ケアシステムの深化・推進のための基盤整備等</p> <p>(1) 地域共生社会の実現の推進</p> <p>【公的な福祉サービスの「丸ごと」への転換】</p> <p>○ このような状況を踏まえ、サービスの質を確保しつつ、介護保険サービスの一類型として新たに共生型サービスを位置付け、障害福祉サービス事業所が介護保険事業所の指定を受けやすくするための見直しを行うことが適当である。</p> <p>その際、具体的な指定基準等の在り方については、平成30年度介護報酬改定にあわせて検討することとするほか、事業所の指定手続についても、可能な限り簡素化を図ることが適当である。</p> <p>なお、共生型サービスについては、高齢者、障害者等に十分な情報提供と説明が必要である。</p>						
レビューを行う時期又は条件	地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律案の附則において、施行後5年を目途として、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする検討規定を設けている。						